

奈良県告示第三百八十九号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第九号）第三条第五項の規定により、土地の区域を次のとおり廃止した。

なお、関係書類を、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

市町村	土地の区域
葛城市	加守の一部、兵家の一部及び太田の一部
宇陀市	山辺三の一部、比布の一部、栗谷の一部、古市場の一部、篠楽の一部、雨師の一部、五津の一部、榛原赤瀬の一部、榛原萩原元玉小西の一部、榛原長峯の一部及び榛原福地の一部
広陵町	大字萱野の一部